

産業建設常任委員会記録

令和3年 第4回定例会	
1 日 時	令和3年12月16日(木) 午前10時00分 開会 午前11時22分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	大 貫 桂 一 委員長 橋 本 修 副委員長 阿 部 秀 実 委員 加 藤 美智子 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	坂入 弘泰	8名
	産業振興課長	福田 浩士	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	橋本 寿夫	
	農村整備担当	藤田 敏明	
林政課長	岸野 孝行		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	駒場 久和	1名
環境部	環境部長	黒川 勝弘	4名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課施設係長	渡邊 教生	
都市建設部	都市建設部長	福田 哲也	10名
	都市計画課長	郷 昭裕	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	小磯 栄一	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	埴 純人	
	整備課長補佐	北島 礼弘	
	整備課長補佐	高久 治勇	
	都市計画課管理・地籍調査係長	渡邊 佳保里	
建築指導課建築指導係長	高久 和隆		
上下水道部長	上下水道部長	木村 正人	5名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	下水道事務所長	橋本 浩一	
こども未来部	子育て支援課長	高橋 文男	1名
合 計			30名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第79号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について
- 3 議案第81号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 4 議案第85号 指定管理者の指定について
- 5 議案第86号 指定管理者の指定について
- 6 議案第92号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

令和3年第4回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しまして、会議を録音しておりますので、お近くのマイクにより、明瞭にお話を願います。

また、付託された議案について、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

はじめに、今回は、改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

皆様、おはようございます。

産業建設常任委員長に就任しました大貫桂一でございます。

円滑な委員会運営に努めますので、よろしくお願いを申し上げます。

○橋本副委員長 皆様、おはようございます。

同じく副委員長に任命されました橋本修でございます。

大貫委員長を補佐して、スムーズな委員会を目指して頑張りたいと思いますので、1年間よろしくお願ひします。

○大貫委員長 今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

それでは、議案審査を行います。

はじめに、議案第79号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号））についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 おはようございます。

それでは、早速でありますけれども、議案第79号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号））について、経済部の主な予算についてご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、第5号になりますが、そちらの5ページをお開きください。

第5ページであります、一番下の段になりますが、7款 商工費、1項 2目 商工振興費の説明欄になります、商業振興推進事業費の4,700万円の増のうち、新型コロナウイルス対策経営強化補助金の1,300万円の増につきましては、新型コロナ対策として、感染防止器具の購入や非対面ビジネスへの転換支援など、年度当初から実施しております、当該事業につきまして、今後も申請が見込まれるため、これを増額し、さらに受け付け期間を延長するものであります。

次の段でありますけれども、緊急事態宣言影響事業者支援金の1,400万円の増につきましては、支援金第2弾といたしまして、去る8月及び9月の緊急事態宣言が発出されて

いる期間の、国の月次支援金、及び県の地域企業事業継続支援金受給事業者に対しまして、本市独自に上乘せを行うため、これを増額いたしました。

また、3段目になりますが、事業者PCR検査費用補助金の2,000万円の増につきましては、市内事業所においてコロナの感染者が出た場合に、感染拡大防止のため、他の従業員にPCR検査を実施する費用を、市独自に支援するため、これを計上いたしました。

次に、説明欄、○印、2つ目になりますがけれども、工業振興推進事業費の200万円の増につきましては、こちらも今年度当初から実施しております、「デジタルビジネス推進事業」につきまして、事業者のデジタル化を推進し、ビジネス機会の創出・拡大につなげるため、事業費を増額し、事業期間の延長を行うものであります。

金額でありますけれども、250万円の増となります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 阿部です。よろしくお願いします。

商業振興推進事業費ということで、4,700万円の補正ということで、まずはその経営強化資金の需要が見込まれているので、追加で補正ということなのですが、全体では、今どれぐらいの予算でやっているのかということと。

あと、受け付け期間を延ばしていくということなのですが、延長期間というのは決められているのでしょうか。その2点、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

2点ほどの質問にお答えいたします。

まず、全体の予算ということでありまして、当初予算で組みました金額については4,000万円であります。

そこに、今回1,300万円を増額いたしましたので、総額5,300万円の予算となります。

それから、期間の延長につきましては、2月末日までの事業完了のものということで、延長させていただきました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 2月までということで、大変ありがたいことだと思うのですが、ぜひ、引き続き進めていただきたいと思います。

それで、仮に、今オミクロンとか、また新たな動きが出てきている中で、さらに状況が悪化している場合は、改善されない場合は、さらにそれを延ばしていくような考えもあるということですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

阿部委員のご質問にお答えします。

現時点では、まだそこまで、状況を見てという形になります。

財源も、地方創生の臨時交付金を活用しているものですから、その辺との兼ね合いになるかと思うのですが、現時点ではその辺まで、まだはっきりしておりません。

説明は以上になります。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 商業振興推進事業の緊急事態宣言影響事業者支援金というので、今課長のほうから、8月、9月、その辺、もう少し具体的にお願いします、説明を。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

それでは、詳しくということの、小島委員の質問でありますので、お答えをいたします。

ご説明申し上げましたとおり、8月、9月の緊急事態宣言中、まず国の月次支援金というものが給付されております。

これは、前年、あるいは前々年月の50%以上の減収があった事業者さんという形で、支給をされております。

一方、県の地域企業事業継続支援金につきましては、減収率が30%以上ということで、従来ですと50%以上のみだったのですが、県のほうの支援金で、その分の下支えをしたというのが、まず一つになります。

それで、そこに、鹿沼市の事業を上乗せしたということでもあります。

これは、鹿沼市は30%以上ということですので、月次支援金、あるいは県の支援金を受給した方であれば、支給されるということで、二月分で、トータル20万円、法人であれば。それで、個人が10万円、二月分になりますけれども、その分を上乗せするといった事業であります。

そんなところでよろしいでしょうか。

説明は以上となります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 今説明いただきました。

要するに、国のほうでは、今50%、その8月・9月。

今年と去年のを比較しての、その50%ということでしょうかから、売上げが落ちたということですね。

それで、何か30%というのは、県。

したがって、鹿沼市のほうは、そこら辺がよく理解できなかったのだけれども、もう一度そこら辺、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 申し訳ありません。

まず、国の支援金でありますけれども、この二月分で、法人が60万円、個人が30万円

という、50%以上の減収があった方には支給しております。

そこに、鹿沼市が上乗せしますので、トータルでは法人で80万円になるということです。

それで、個人が10万円ですので、40万円になるということです。

一方、県のほうは、法人が30%以上の減収の方に関しては、20万円が限度になります。個人が10万円限度になりますので、そこに鹿沼市が、それぞれ20万円と10万円を上乗せしますので、40万円と20万円が、30%と50%の間の減収の方には、支給されると、手続は別になりますけれども、そんな制度となっております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 今、手続の話が出ました。

これ交付申請の手続はどのような形なのか。

過去にもありましたよね、国のほら、去年かな、持続化交付金で、法人が200万円か、それで個人が100万円という。

その鹿沼市としての手続の、交付申請の手続のあり方というかな、その辺を説明していただければ。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 まず、国及び県の支援金につきましてはなのですが、一部、例えば、県の8月分の事業者支援金につきましては、既に申し込み期間は終えております。

それで、手続としましては、県の交付決定書を受けて、これを証拠書類として、こちらとしましては、商工会議所のほうに手続を委託しまして、支給をしております。

ですから、手続としては、商工会議所のほうに、あるいは栗野商工会のほうに申請していただいて、私どものほうからお支払いをするというような形になります。

それで、まだ受け付けは、県のほう、あるいは国のほうで受け付けを終了しましても、まだ実際支給にはならないということだと思っておりますので、支給され次第、それぞれ申請していただきまして、期間は、とりあえずは設けておりません。

支給できる範囲でということ、ただ、年度内ということが大前提になりますので、そのあたりちょっと、国、あるいは県の支給状況を見ながら、最終的な終了日というのを設定していくことになると思っておりますけれども、今受け付け中ということでもあります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願ひします。

今の商工振興推進事業費の中の補助金、一番下の欄なのですが、事業者PCR検査の費用補助金、2,000万円ということですが、これの算出の基礎みたいなもの、それと、

事業者となっておりますので、これは何件ぐらいの目安でされたのか、詳しく教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 加藤委員のご質問にお答えいたします。

2,000万円の内訳ということかと思えます。

内訳につきましては、まず、対象者当たりの補助の上限額を30万円というふうにしております。

それは対象経費の3分の2以内ということで、説明申し上げましたけれども、ある会社で感染者が発生された。

それで、その従業員の中に感染拡大しないようにということで、あらかじめのPCR検査をされるという方々が対象になってきます。

それで、事業規模でありますけれども、30万円が上限でありますので、今のところ66件、はい、66件を見込んで、多めに2,000万円というような形で積算をしております。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。丁寧な、防いでいくということが大事なというふうに思いますので、ありがとうございます。66件ということですね、わかりました。

もう1件、続けてよろしいですか。

その下の工業振興推進事業費の中のデジタルビジネス推進事業のことについてなのですが、250万円の中身をもう少し詳しく説明ください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

加藤委員のご質問にお答えいたします。

補助事業の中身、詳しくということですので、目的としましては、先ほどちょっと触れましたけれども、市内事業者のデジタル化を加速、DXとか、今そういう言葉がありますので、そういったものをぜひ経営力向上とか、強化を図っていただくというのが大きな目的になります。

事業内容、大きく2つに分かれまして、販路開拓事業というものがあります。

これは、いわゆるVR技術、仮想現実、そういった技術を導入して、バーチャル工場見学など、その企業のPRに取り組む事業についての中身。

あるいは、オンライン展示会へ出店するというものなどが対象となります。

それで、2つ目でありますけれども、業務効率化事業と申しまして、生産性向上のためのデジタル技術を活用したシステム導入というのが中身になります。

それで、事業の上限でありますけれども、50万円が1件当たりの上限となりまして、補助率が3分の1ということになります。

こちらも当初、年内の完了を条件としておりましたけれども、経営強化補助金同様、2

月末まで、増額したと同時に期間の延長をしたところであります。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 そうしますと、上限が 50 万円ということで、250 万円ですから、5 件という規模での算出ということでもよろしいのですかね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

先ほどちょっと申し上げ漏れがありました。

上限額 50 万円と申し上げたのですが、補助率が 3 分の 2 となります。

それで、予算につきましては、当初 500 万円を見込んでおりまして、今回の 250 万円増額で、総額 750 万円、15 件分の予算ということになります。

申し訳ありませんでした。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 関連質問です。同じようなことを聞こうと思ったのですが、トータルで今 750 万円ということで、現在、申請というのは出ている部分と、具体化しているところというのはあるのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

阿部委員のご質問にお答えいたします。

トータルで、今のところ 14 件の相談がきております。上限、まもなくいっぱいという、相談の状態ではですね。

その中で、交付決定が、今まで 6 件をしております。

6 件交付決定済みということになります。

以上になります。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございませんか。小島委員。

○小島委員 加藤委員の PCR 検査について、ちょっと質疑します。

先ほど事業者に PCR の検査ということですが、その事業者の PCR の範囲というのかな、例えば、事業所に、感染したという形になったときに、濃厚接触者だと思うのですよ、その補助対象は。

例えば、そのそういう範囲、また、その家族まで、その会社の濃厚接触者の家族までその PCR 検査ができるのかどうか、その辺はどうなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

小島委員のご質問にお答えいたします。

まず、感染者の濃厚接触者というのは、多分保健所の指導で、無料で実施ということに

なろうかと思えます。

したがって、濃厚接触者にはならない、それ以外の方が対象になります。

ただし、従業員ということになりますので、従業員の家族までは対象としておりませんので、その辺、ご理解いただければと思います。

はい、事業所の従業員ということになります。

説明は以上です。

○小島委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 79 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号中関係予算について、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 6 号)のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

引き続きご説明申し上げます。

議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 6 号)のうち、経済部・農業委員会事務局所管の主な予算についてご説明をいたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、第 6 号になりますけれども、5 ページをお開きください。

まず、一番上の段になりますが、これ 14 款、前のページからちょっと引き続きになるのですけれども、使用料及び手数料の 2 段目、6 目 商工使用料の説明欄、観光使用料 1,013 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休館に伴います、前日光つつじの湯交流館及び前日光あわの山荘利用者の減によりまして、これを減額するものであります。

同じページになります、一番下の段になりますが、16 款 県支出金、2 項 1 目 総務費 県補助金の説明欄、地域振興費県補助金 279 万 8,000 円の減につきましては、林道栗沢線の計画調査の実施及び整備スケジュールの変更に伴いまして、これを減額するものであります。

同じ説明欄になりますけれども、4 目ですね、下の段、一番下になりますが、農林水産業費県補助金の説明欄、農業費県補助金 1,946 万 3,000 円の増につきましては、担い手に農地を集積する、農地集積協力金に係る県補助金 775 万 4,000 円、及び県補助事業による農道整備工事の採択に伴います県補助金 1,170 万 9,000 円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

15 ページをお開きください。

15 ページ、一番下の段になります、6 款 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費の説明欄になります、堆肥化センター管理運営費 597 万 5,000 円の増につきましては、センターの設備や機械に緊急を要する修繕が発生いたしまして、一時的に燃料費や光熱水費を流用して対応したため、今後不足する燃料費や光熱水費、修繕料を増額するものであります。

また、同じく説明欄でありますけれども、個別所得補償対策事業費 775 万 4,000 円の増につきましては、担い手に農地を集積する、農地集積協力を増額するものであります。

次に、17 ページをお開きください。

引き続き、右側の説明欄をご覧いただきたいのですが、一番上の段になります、花木センター管理運営費 1,387 万 8,000 円の増につきましては、コロナウイルス感染拡大によりまして、指定管理者が被った損失額を、指定管理の基本協定に基づき負担するものであります。

同じページ、次の段になります、同じく 6 目 農地費の説明欄、農業農村整備事業費 5,455 万円の増につきましては、県補助事業による農道整備工事の測量・設計委託料 605 万円及び、整備工事費 4,850 万円を増額するものであります。

次の段になります、6 款 農林水産業費、2 項 2 目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費 450 万円の減につきましては、林道栗沢線の計画調査の実施及び整備スケジュールの変更に伴い、これを減額するものであります。

少しとびます、次に、27 ページをお開きください。

27 ページ、繰越明許費の補正についてご説明をいたします。

今回追加となります表の 6 款 農林水産業費、1 項 農業費の農業農村整備事業費 5,455 万円の増につきましては、農道整備工事の標準工期を確保するため、測量・設計委託料と工事費について、次年度に繰り越すものであります。

次に、29 ページ、次のページになりますが、29 ページをお開きください。

債務負担行為の補正についてご説明をいたします。

今回追加となりますけれども、表の一番下の段になります、新産業団地整備事業費（鹿沼インター産業団地造成事業負担金）につきましては、本事業実施に伴いまして、道路等公共施設の整備に係る費用の一部を、県に対し、複数年で負担することとなるため、債務負担行為として設定するものであります。

金額につきましては、限度額を 11 億 6,000 万円といたしまして、期間を令和 4 年から令和 7 年度、限度額のうち、8 億 7,000 万円を地方債で充当し、残りの 2 億 9,000 万円を一般財源により計画するものであります。

以上で、経済部・農業委員会事務局所管の一般会計補正予算の説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口です。よろしくお願いします。

議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、15 ページをお開きください。

上から 2 段目、4 款 衛生費、2 項 2 目 ごみ処理費の 146 万 4,000 円の増につきましては、可燃ごみ等の処理量の本年度実績を見込み、処理に要する薬品代等に不足が生じるため増額するものです。

次に、その下の行、ごみ処理施設維持費の 2,543 万 2,000 円の増につきましては、老朽化の著しい混練機の点検整備を実施するに当たり、委託費に不足が生じるため増額するものです。

次に、その下の行、一般廃棄物最終処分場維持管理費の 34 万 5,000 円の増につきましては、焼却灰により腐食が生じているパワーショベルのバケット修繕に不足が生じるため増額するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課長の郷です。

議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書、7 ページをお開きください。

上から 3 段目、21 款 諸収入、4 項 3 目 雑入、右側説明欄の土木施設補償料 273 万 7,000 円の増額につきましては、県の事業である一級河川思川災害復旧事業の堤防強化工事に伴う鹿沼市清州みちの休憩所の車止めや植栽等の移転補償費であります。

次に、下の段、22 款 市債、1 項 5 目 土木債、右側説明欄の道路整備事業債 7,950 万円の減額につきましては、本年度実施する道路整備事業に関連し、発行を見込んでいた市債について、交付税措置のある有利な起債メニューに該当しないことから、この発行を見送るものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

一番下の段ですね。8 款 土木費、2 項 4 目 道路新設改良費につきましては、補正額はございませんが、右側説明欄の道路整備事業費において、上石川地内の市道 0004 号線や 0029 号線外 5 路線の精査によりまして、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金の配分を補正するものであります。

次に、19 ページをお開きください。

上から 3 行目のところですね、4 項 6 目 公園管理費、右側説明欄の公園緑地維持管理

費 500 万円の増額につきましては、栄町 1 丁目地内のふれあい公園の遊具補修等に要する経費を補正するものであります。

以上で、議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) についてのうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) についてのうち、上下水道部所管のものについてご説明いたします。

歳出についてであります。補正予算に関する説明書 15 ページをお開きください。

上から 2 段目、4 款 衛生費、2 項 4 目 地域下水道処理施設費の 55 万円の増につきましては、流通センター地域下水道処理施設の光熱水費を増額するものであります。

以上で、議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) についてのうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 横尾です。いくつかあるのですが、1 つは、6 ページの商工使用料ということで、観光使用料、前日光つつじの湯交流館、前日光あわの山荘使用料ということで、減額になっていますけれども、これらについては、今どんな状況で、運営するとすれば、いつ頃、どのような形で運営するのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。

まず、これまでの状況ですけれども、今年度 8 月・9 月に全面休館を、どちらの施設も行いました。

これについて、ここが一番影響の大きかった部分でございます。

さらに、まず、つつじの湯に関しましては、営業時間を通常ですと、夜 8 時までということですが、現在時間短縮で、夕方の 6 時までという営業をしておりますので、これによる若干の利用者の減。

それから、やはり人流の抑制ということで、かなり人数も減っております。4 月～8 月期で申し上げますと、令和元年度に、およそ 3 万 1,000 人来ていたものが、令和 3 年度は、およそ 1 万 2,000 人で推移しているというような状況でございます。

現在ですけれども、現在、通常営業に近い状態で営業しておりますが、感染対策は一番厳しいときのものと同じものを継続しております。例えば、浴室内には 20 名までしか入れないとかいった、細かい規制を伴った運営となっておりますので、最盛期のにぎわいはまだ取り戻せてはおりませんけれども、徐々に立ち直っていくものというふうに考えております。

それで、あわの山荘につきましても、令和元年度で、4 月～8 月期でおよそ 1,200 名の

利用だったものが、今年度は大型の、例えば台東区などの大型事業が中止になったことに伴いまして、およそ180名の利用という形で低迷をしております。

こちらに関しましても、来年度以降、立ち直っていけるものというふうに期待はしております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 ありがとうございます。

厳しい状況の中での感染防止といいますが、そういう形の中での対策ということであるかと思えますけれども、やはり中には楽しみにしているといえますかね、温泉に行きたいというような、そういう声もありますし、その山荘につきましても、ある程度、台東区のほうもありますからね、あまり強くは言えませんが、やはりその前向きな形で、その利用者を増やしていくというようなことができればというふうに思いますので、これらについては、要望という形で、お願いをしたいと思います。以上です。

○大貫委員長 ほかにご質疑はございませんか。小島委員。

○小島委員 18ページ、林道整備事業で、450万の減です。それで、栗沢線の整備変更という説明がありました。整備変更、要するに具体的に、もう少し経緯などを踏まえて、説明いただければ、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

林道栗沢線につきましては、こちら、南摩ダムの関連、いわゆる水特事業ですね、水害対策特別措置法に基づく下流圏から負担金をいただいて行う事業となっております。

それで、実は、この下流圏負担とあわせて、国庫の補助金、地方創生の整備推進の交付金というのを受けられる目途が立ちましたので、こちらをその水特法に基づく下流圏負担とあわせて利用したいということで、今回補正のほうを出させていただきました。

金額につきましては、大体の総事業費1億円ほど見込んでいるのですが、ここに実は新たに自然環境、社会環境の調査というのをを行う、これを行わないと、国庫の補助の採択ができないということで、こちらとしまして、800万円ということを増額しまして、当初今年度予定しておりました測量については、次年度以降に遅らせていただきたいと、その前にこの環境調査を改めて、新しく行わせていただきたいということで、この測量が1,250万円予定しておりましたので、差額の450万円を補正させていただくものになります。

最終的な市の負担の見込みなのですが、大体事業費のほうは、1億円程度見込んでいるのですが、この環境調査を受けると、国庫補助がそのうち、大体7,000万円、先に受けられまして、残った3,000万円について、その下流圏負担であります62.19%受けられるということで、計算をいたしますと、大体市の負担としましては、約2,300万円、減額できると、これ以外のものを国庫と下流圏負担で賄えるということで、今回の案を出させていただいております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 ありがとうございます。

したがって、私、450万の減というのですから、林道整備が遅れてしまうのではないかなという懸念したのですけれども、一切そういうことはないですね。はい。

(「ごめんなさい、質問ではないです。失礼しました」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 では、部局別に聞いていきたいと思います。

まず16ページ、堆肥化センターの中で、緊急で修理が必要になったために、燃料費等の流用をしたという説明がありました。

堆肥化センターは、これまでも、ずっと長い間、所長とかからもご苦労はいろいろと聞かせていただいているところなのですが、この緊急修理というのは、今回どんなことをやって、今後、展望というか、どんな状況なのでしょう。

いろいろ壁とかね、いろんなところが腐食しているとか、ご苦労されているみたいなのですけれども、その辺の状況をちょっとお聞かせいただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。よろしくお願いいたします。

今回、堆肥化センターの緊急修繕、対応した、まず内容でございますけれども、まず7月に強風が吹きまして、それで堆肥化センター内にある車庫、車庫のシャッターが、ちょっと破損してしまったということで、そこで36万8,000円ほど、修繕費がかかっております。

また、その強風によりまして、堆肥舎の壁といいますか、落下物がちょっとあったものですから、危険防止用の防護ネットをちょっと張るというふうな対応を8月に行いまして、そちらで219万ほどかかっております。

また、トラックスケールといまして、いわゆる台貫ですね、こちらが落雷によりまして、壊れてしましまして、そちらで326万ほどかかっております。

その他の、自動計量包装設備という、要は堆肥を袋詰めする設備なのですけれども、こちらのほうの修繕も出てしまったということで、そちらが20万ほどで、合計で600万ほど修繕でかかってしまったというふうな内容でございます。

それで、今後の見込みということでありますけれども、堆肥化センターの施設、建物ですね、特に堆肥舎がその部材の腐食が進んでおりまして、なかなか根本的な修繕というのがちょっと難しい状況でございます。

これは、耐用年数が、令和7年度まで残っておりますので、その期間ですね、また、それ以降も見据えて、どのような対策がとれるかというところを、継続して今研究はしてき

ているわけなのですが、ちょっとなかなか具体的な、そういった計画がちょっと立てられていないような状況になっておりますので、引き続きその点は、どのような対応がとれるかというところで、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。そういういろんな課題がある中で、令和7年という区切りをつくるというところは、まだそこで、整備計画とか、寿命化計画とか、何か、そういうことをこれから打ち出していくということですか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

そうですね。耐用年数が令和7年ということですので、そのときの、現在のその利用状況とか、あるいは、今後のその利用の見込みとかを踏まえまして、どのような形で、継続という形も含めて、どのような形がとれるかというのを、今後、ちょっと具体的に計画をまとめていって、一定のタイミングのところでは、ご報告をさせていただきたいと思うのですが、そのようなことでちょっと進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。よろしくをお願いします。

続けてよろしいでしょうか。

○大貫委員長 はい、どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 ごみ処理の、同じ18ページの部分なのですが、燃焼剤が不足したので、その分の補正ということなのですが、ということは、燃えるごみ関係が、今回増えたということなのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課の金子です。

阿部委員の質問にお答えしますが、今、燃焼剤。

○阿部委員 すみません。この詳細を教えてください。

○金子廃棄物対策課長 燃焼剤ですか。

○阿部委員 あ、16ページ。

○金子廃棄物対策課長 はい。消耗品のところでいいのですかね。

○阿部委員 はい。

○金子廃棄物対策課長 はい。

○阿部委員 16ページ、見間違えた。はい。そうですね。

○金子廃棄物対策課長 はい、内訳なのですが、処理薬品のということでよろしいのですよね。

はい。内訳、かなりありまして、これ全項目言ったほうがいいですか。

○阿部委員 大体で。

○金子廃棄物対策課長 そうしますと、大まかに言いますと、高反応性超微細消石灰、これが、石灰、そのほか、重金属固定化剤キレート、尿素水、脱酸剤復水処理等などがございまして、全て今年度使うのを計算しますと、1,336万1,920円ほどという見込みが出ました。

それから、昨年度の実際の決算額を引きまして、残った額。

あ、失礼しました。ごみが増えたからということですよ。

ごみが増えたのもあるのですが、薬剤関係の値段、これも実際上がっています。その関係でどうしても増えてしまいました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 ちょっとさっき、また戻って、すみません、先ほど林道整備事業で、岸野課長が、補足説明したかったような感じを受けたのですけれども、何か言い足りないことがあれば。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長、岸野です。

ありがとうございます。

事業に遅れないかということであったものですから、水特事業というのは、実は令和6年が一応ダムの完成でございまして、それまでに完成させなければならない予定なのですけれども、栗沢線に関しましては、今年実施する予定だった測量を、来年度前期に遅らせていただく。そして、その後1年以上の期間がありますので、工事については十分間に合う期間かなと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 20ページ、公園緑地維持管理費の部分なのですが、栄町1丁目の遊具ということなのですが、詳細をちょっと教えていただければと。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。よろしくお願いたします。

公園の維持管理費というところで、これにつきましては、遊具やトイレなどの公園施設の修繕料が不足するというので、この補正を行うものであります。

内訳としましては、照明器具、こういったものの修繕、これが7件、約40万円、それとトイレ、水飲み等ですね、これが4件、約90万円、遊具の修繕、これが2件で約60万円、枯損木、越境木、こういったものの伐採処分が7件で、約310万円、あわせて500万円という内訳になっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 すみません、加藤です。

16 ページの一番下なのですが、個別所得補償対策事業費の農地集積協力金、先ほどの説明では、農業の担い手の、ということなのですが、775万4,000円の内容について、もう少し詳しく説明ください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

ただいまの農地集積協力金の内容について、ご説明をしたいと思います。

今回、この農地集積協力金には、2つの内容が含まれておりまして、1つは、地域集積協力金と呼ばれるもの、もう1つは、経営転換協力金というものになります。

地域集積協力金は、地域内のまとまった農地を、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクといわれるところに貸し付けまして、それを担い手に集積を図るというふうな場合に出る協力金でありまして、今回、特に取り組みの重点推進地区ということで、上永野地区を設定いたしまして、取り組みを進めましたところ、29.39ヘクタールが集積をされまして、そちらで618万5,000円ほどの協力金が出る予定になっております。

それで、もう1つの経営転換協力金につきましては、これは高齢化などによりまして、自分の家の農業を縮小したり、あるいは、リタイヤする農家が農地バンクのほうに農地を、これは10年以上という期間があるのでありますが、貸し付けるというふうなものに対して、交付金が交付されるというものです。

やはりこれも、重点的に推進した上永野地区で、面積が17.12ヘクタールということで、貸し付けが生まれて、そちらで256万8,000円ほどの協力金が出るということで、当初からかなりの増額ということで、当初が100万でしたから、その差額で、775万4,000円、こちらを増額するというものになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 詳しくありがとうございます。わかりました。

続けて、大丈夫、いいでしょうか。

○大貫委員長 横尾さんは。

○加藤委員 では、横尾さん、どうぞ。はい。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 18 ページの6目の農地費という中での、農業農村整備事業費ということで、5,400万という形なのですが、ちょっと詳細をお示しください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

農道の整備工事ということで、地区数としましては2地区を予定しております。

1つは、北赤塚地区になりまして、場所は、北赤塚十文字は御存じかなと思うのですが、そこから西に約100メートルあたりに、天神様がありまして、そちらの脇を通る、南北に通る農道なのですが、延長は540メートルであります。

もう1地区は、西沢地区になります。

場所は、光ヶ丘団地の脇を通る道路になりまして、延長は440メートルというふうなことになります。

そちらの2地区につきまして、県の採択を受けたものですから、そちらの測量設計費と工事請負費を計上させていただいたという内容になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 これについては、いつ頃までに、完成を見込んでいるというか、年数についてはどのくらいで、それを行うかということなのですが、お願いをします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 工事のスケジュールということかと思えます。

こちら、この予算が通りましたらば、年明け1月に、まず測量のほう、測量設計のほうを委託を出したいというふうに考えております。

それで、入札にかけるための設計書が出来上がってくるのが、3月ぐらいになろうかと思えますので、年度明けたら、4月ないし5月に工事の入札をかけていきたいというふうに考えておりまして、標準工期が、延長、長いほうが140日間というふうな工期になりますので、大体9月いっぱいぐらいには完成するかなというふうに見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 了解しました。

○大貫委員長 ほかに質問はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第80号中関係予算について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号中関係予算について、原案どおり可とすることに決しました。

暫時休憩を、11時5分まで、お願いいたします。

(午前10時55分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

○大貫委員長 次に、議案第81号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第2号)

についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 81 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 1 ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、まず、支出についてであります。1 款 資本的支出、1 項 1 目 管渠整備費の 3,000 万円の増につきましては、国庫補助金の内々示を受けたことにより、「都市計画道路 3・4・211（鹿沼駅東通り）」の築造にあわせ施行しております汚水管布設工事の進捗を早めるためのものであります。

これにあわせまして、収入につきましても、1 款 資本的収入、1 項 1 目 企業債の 1,500 万円の増、4 項 1 目 国庫補助金の 1,500 万円の増を行うものであります。

以上で、議案第 81 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 81 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 85 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

議案第 85 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市花木センターの観光いちご園を除く部分及び、鹿沼市林産物需要拡大施設の指定管理者として、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間、公益財団法人鹿沼市花木センター公社を指定するものであります。

なお、同財団は、昭和 51 年の鹿沼市花木センター開設に合わせて組織され、以来、さつき祭りや、さつき盆栽をはじめとする緑花木を提供し、公益法人としての社会的信頼性と、45 年間にわたる管理実績から、業務の知識や経験が豊富であり、施設の効果的な活用を図る上で、同財団に管理運営を委託することが最善であることから、指定に当たりましては非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 まず、1つ基本的なこと、教えていただきたいのですが、審査の方法ということで、この別紙の書類がありますね。

それで、書類審査の中では、1番から8番まで各点数があつて、それで、花木センターは80点の配点の中で、56点を獲得したということになっていますが、この中で、ほかの、昨日の議案の中でもそうだったのですけれども、4番の施設運営計画、経費削減、それから8番の専門的分析というところは0点というところで、なっているのですが、これはなぜ0点のままなのか、ちょっと確認のために教えていただきたいと思うのですが。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

まず4番の収支予算の部分です、のほうの、すみません、ちょっと失礼します。

○大貫委員長 配点のこと、配点。

○阿部委員 審査結果という、指定管理の表がありますが。

○橋本農政課長 すみません、お待たせしました。

こちらは、まず収支予算というか、上の4番か5番ですかね、を選択するというふうなところで、下のサービスの向上、方策、あるいは施設の利用促進方策というふうなのを、こちらを選択して評価をしているというふうな内容になります。以上です。

○阿部委員 ほかの部分。

○橋本農政課長 8番。

すみません、では、説明をさせていただきたいと思います。

すみません、お待たせして申し訳ありません。

一応、これまでは、その第2次審査というふうなところに、採点欄はあるのですが、こちらの部分は、上の1次審査のほうに溶け込ませてといいますか、含めまして評点をつけているというふうな説明を受けております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 なんか、よくわからないような、わかったようなのですが、そうすると、なぜ質問したかという、花木センターはやっぱり鹿沼のね、各地域からもしられていて、鹿沼の玄関口の顔となっていて、やっぱりこれからも続けてほしいのですよ。

それで、活性化してほしいですね。

そういう意味では、いちごっこ広場ができたり、この後の議案にもなっているいちご園ができたりということで、これからも取り組んでいただきたいのですけれども、やっぱり一般財政支援も市からやっているわけですし、昔はね、サツキの花で非常に栄えたところなのですが、これから先、その時代のニーズに沿っての道の駅構想とか、いろいろ考えているのだと思うのですが、この5番にあるサービスの向上及び利用促進等の方策というところで、今花木センターは、今後どんな展開で進めようとして、今回更新で、更新されて、引き続き3年間の契約を結んだのか、その辺が何かあればお聞かせいただければと思

います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

花木センターの今後の運営について、その方向性ということかなと思うのですが、現在、先ほど委員がおっしゃられたように、花木センターの道の駅化ということで、今庁内で検討を進めております。

その中で、今まであった花木センターの部分、それと道の駅の部分のそのあり方、どうこのあり方がいいのかということから、を含めて現在検討を進めておまして、その内容によって、今後、その花木センター公社が運営する部分、これの範囲がどの辺までになるのか。

そして、そうはいつでも、なかなか経営的にも、あるいは人数的にも、なかなかちょっと大変な面があるということなので、あわせて、そういった業務内容を、その部門ごとに見直しをしまして、本当に残していく部分、あるいは、もう縮小していいのではないかと、いうふうな部分を、それぞれの部門ごとに方向づけをしながら、人的にそういった中で余裕が出てきた人を、接客とか、そういった来場者へのサービスのほうに、向上のほうに振り向けていければというふうなところで、今ちょうどその辺のあり方を、道の駅化の検討をする中で、検討を進めているというふうな状況でございます。

はい、以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

ぜひ積極的に取り組んでいただいて、抜本的改革というの、もしかすると必要なのかなというふうな、そういう意味での道の駅構想なのかなと思うのですが、今回の議会の一般質問の中では、サウナ設備なんかをやってはどうかなんていう、そんな意見もありましたけれども、そういうことも、もしかすると、まちの話題というか、そういう意味では、今後検討の中に入れていくのもいいのかなというふうな、私は思っています。

まずは、せっかく更新して、また続けていくということなので、ぜひよりよい花木センターを目指していただければありがたいなと思うところです。

議案には賛成しますので、はい。以上です。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 85 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 86 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

議案第 86 号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

鹿沼市花木センターの観光いちご園の指定管理者として、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間、有限会社農業生産法人かぬまを指定するものであります。

なお、同法人は、本市が出資する法人であり、また「出会いの森いちご園」の運営実績から、専門的知識や技術、ノウハウの蓄積が豊富で、事業を継続・発展させていくことが可能であり、同法人に管理運営を委託することが最善であることから、指定に当たりましては非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 86 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 92 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。埴建築指導課長。

○埴建築指導課長 建築指導課長の埴でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 92 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定手続の合理化による手数料の額の見直し、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の容積率の特例に係る許可申請手数料の新設等を行うものであります。

改正の内容につきましては、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料のうち、長期使用構造の基準に適合している旨を証する書類を、「確認書」又は「住宅性能評価書」に改め、従来の「住宅性能評価書」を添付した場合の手数料を廃止し、手数料額の見直しを行うものであります。

また、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた建築物について、容積率の特例許可申請手数料を新たに追加するものであります。

なお、手数料の額につきましては、県内の特定行政庁において、許可及び認定審査内容が同じであり、県内統一の価格設定が望ましいとされていることから、栃木県の手数料と同額となっております。

適用時期につきましては、改正法の施行の日と同じ令和 4 年 2 月 20 日から適用といたします。

以上で議案第 92 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第92号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました議案の審査を全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会といたします。

(午前11時22分)